

産業廃棄物処理行政に関する調査結果

2023年6月8日

公益社団法人リース事業協会

1. 調査の概要

当協会では、リース終了物件の適切な処分並びにリユース及びリサイクルを促進するため、都道府県及び政令市における（本年4月1日現在 47都道府県及び82政令市。以下、「都道府県等」とする。）産業廃棄物処理行政の実態を調査した。

2. 調査結果

■ 回答自治体数 47都道府県中 47都道府県、82政令市中 82政令市（前年比+1）

（1）域外発生産業廃棄物の搬入規制の有無

	自治体数	構成比(n=129)	前年度比
規制している	65	50.4%	+1
都道府県	33	25.6%	0
政令市	32	24.8%	+1
政令市の規制はないが、都道府県において規制している	12	9.3%	0
都道府県	0	0.0%	0
政令市	12	9.3%	0
規制していない	49	38.0%	0
都道府県	12	9.3%	0
政令市	37	28.7%	0
その他	3	2.3%	0
都道府県	2	1.6%	0
政令市	1	0.8%	0

規制内容	自治体数
搬入禁止	2
事前協議	42
事前届出	9
その他	12

・「搬入禁止」と回答した自治体について、「事前協議」により承認を受け、産業廃棄物の搬入が認められる場合がある。

（2）排出事業者に対する処理業者の現地確認義務を定める条例の制定状況

	自治体数	構成比(n=129)	前年度比
制定している	29	22.5%	0
都道府県	16	12.4%	+1
政令市	13	10.1%	▲1
政令市として制定していないが、都道府県の条例等により現地確認を求めている	9	7.0%	0
都道府県	0	0.0%	0
政令市	9	7.0%	0
制定していない	91	70.5%	+1
都道府県	31	24.0%	▲1
政令市	60	46.5%	+2

罰則の有無	自治体数
罰則あり	0
罰則なし	29

(3) 行政処分を受けた処理業者のホームページ公表

	自治体数	構成比 (n=129)	前年度比
公表している	110	85.3%	+1
都道府県	43	33.3%	▲1
政令市	67	51.9%	+2
公表していない	2	1.6%	0
都道府県	2	1.6%	0
政令市	0	0.0%	0
その他	17	13.2%	0
都道府県	2	1.6%	+1
政令市	15	11.6%	▲1

公表内容	自治体数
許可取消し	108
事業停止命令	106
改善命令	80
措置命令	86

更新頻度	自治体数
1週間以内に一度	0
1ヶ月	1
半年	1
1年	2
不定期	61
その他	45

・「その他」の内容は、処分例がない等となっている。

(4) 太陽光発電パネルの処分に関する規制等

	自治体数	構成比 (n=129)	前年度比
規制等がある	2	1.6%	0
都道府県	0	0.0%	0
政令市	2	1.6%	0
今後規制する予定	1	0.8%	+1
都道府県	1	0.8%	+1
政令市	0	0.0%	0
規制等はない	126	97.7%	0
都道府県	46	35.7%	▲1
政令市	80	62.0%	+1

以上

産業廃棄物処理行政に関する調査結果(2023年度)

【質問内容】	
問1 域外産業廃棄物の搬入について <input type="radio"/> 規制している (SQあり) <input type="checkbox"/> 政令市の規制はないが、都道府県において規制している <input type="checkbox"/> 規制していない <input type="checkbox"/> その他	—— (SQ) 搬入規制の内容について a. 搬入を禁止している b. 事前協議が必要となる c. 事前届出が必要となる d. その他
問2 実地確認について <input type="radio"/> 制定している (SQあり) <input type="checkbox"/> 政令市として制定していないが、都道府県の条例等により実地確認を求めている <input type="checkbox"/> 制定していない <input type="checkbox"/> 制定を検討している	—— (SQ) 罰則の有無について a. 罰則がある b. 罰則はない

自治体	問1.域外産業廃棄物の搬入		問2.実地確認			
		<input type="radio"/> : 規制している (SQあり) <input type="checkbox"/> : 政令市の規制はないが、都道府県において規制している <input type="checkbox"/> : 規制していない <input type="checkbox"/> : その他		<input type="radio"/> : 制定している (SQあり) <input type="checkbox"/> : 政令市として制定していないが、都道府県の条例等により実地確認を求めている <input type="checkbox"/> : 制定していない <input type="checkbox"/> : 制定を検討している		
		(SQ) a: 搬入禁止 b: 事前協議 c: 事前届出 d: その他		(SQ) a: 罰則がある b: 罰則はない		
		規制内容の概要・備考など		実地確認の概要・検討内容など		
北海道	<input type="radio"/>	b	再生利用目的である等、『北海道循環型社会形成の推進に関する条例施行規則』第2条第6項を満たす場合に限り、道内搬入を認めている。 『北海道循環型社会形成の推進に関する条例』第24条～第30条参照 https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/top_page/junkanjourei.html	<input type="radio"/>	b	道内の排出事業者が1年以上にわたり継続して産業廃棄物の処分を処分業者に委託する時は、毎年1回以上定期的に、規則で定めるところにより、当該委託に係る処分の実施状況、施設状況、保管状況について確認し、その結果を記録の上、5年間保存することを義務付けている。なお、優良業者に委託する場合は実地確認を免除している。 『北海道循環型社会形成の推進に関する条例』第32条参照
旭川市	<input type="radio"/>	d	当市を含む北海道全域において、北海道が定める規定により北海道との事前協議が必要。 『旭川市廃棄物の処理に係る指導要綱』第27条 『北海道循環型社会形成の推進に関する条例』第24条	<input type="checkbox"/>	△	当市域外の排出事業者が当市域内の処理業者の処分を委託する際は、北海道が定める規定により処分の状況の確認等が義務付けられているが、当市域内の排出事業者については、確認等の義務付けが適用除外となっている。 『北海道循環型社会形成の推進に関する条例』第32条、第39条
札幌市	<input type="checkbox"/>	△	本市を含む北海道全域において、北海道が定める規定により北海道との事前協議が必要。 『北海道循環型社会形成の推進に関する条例』	<input type="checkbox"/>	×	実地確認を求めているが、札幌市において排出した産業廃棄物に係る処分を委託した事業者は適用除外とされている。 『北海道循環型社会形成の推進に関する条例』
函館市	<input type="checkbox"/>	△	当市を含む北海道全域において北海道が定める規定により、北海道との事前協議が必要。 『北海道循環型社会形成の推進に関する条例』第24条の規定	<input type="checkbox"/>	△	・当市域外の排出事業者が当市域内の処理業者に処分を委託する際は、処分状況の確認等を行うことが義務付けられている。 『北海道循環型社会形成の推進に関する条例』第32条の規定 ・尚、当市の排出事業者については、上記確認の義務付けが適用除外となっている。 『北海道循環型社会形成の推進に関する条例』第39条第2項の規定
青森県	<input type="checkbox"/>	×	事前協議を実施している。 『青森県域外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例』に基づく	<input type="checkbox"/>	×	
青森市	<input type="checkbox"/>	△	青森県にて青森市を含めた区域で県外産業廃棄物搬入の事前協議を行っている。	<input type="checkbox"/>	×	
八戸市	<input type="checkbox"/>	△		<input type="checkbox"/>	×	

【質問内容】

問3 行政処分を受けた処理業者の公表の有無について

- ホームページで公表している。(SQあり)
- ホームページで公表していない。
- その他

- (SQ1) 公表内容等について
- a. 許可取消し
 - b. 事業停止命令
 - c. 改善命令
 - d. 措置命令

- (SQ2) ホームページの更新頻度について
- a. 1週間以内に一度
 - b. 1ヶ月
 - c. 半年
 - d. 1年
 - e. 不定期
 - f. その他

問4 太陽光発電パネルの処分に関する規制等について

- 規制等がある (SQあり)
- 今後規制する予定 (SQあり)
- 規制等はない

自治体	問3.行政処分を受けた処理業者の公表の有無										問4.太陽光発電パネルの処分に関する規制等				
	<input type="radio"/> ホームページで公表している。(SQあり) <input checked="" type="radio"/> ホームページで公表していない。 <input type="checkbox"/> その他										<input type="radio"/> 規制等がある(SQあり) <input checked="" type="radio"/> 今後規制する予定(SQあり) <input type="checkbox"/> 規制等はない				
	(SQ1) a:許可取消し b:事業停止命令 c:改善命令 d:措置命令					(SQ2) a:1週間以内に一度 b:1ヶ月 c:半年 d:1年 e:不定期 f:その他					(SQ)				
	a	b	c	d	補足説明	a	b	c	d	e	f	補足説明			時期(規制予定)
北海道	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>					<input type="radio"/>			<input checked="" type="radio"/>		
旭川市	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>					<input type="radio"/>			<input checked="" type="radio"/>		
札幌市	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>					<input type="radio"/>	都度更新		<input checked="" type="radio"/>		
函館市	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>					<input type="radio"/>			<input checked="" type="radio"/>		
青森県	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>					<input type="radio"/>	行政処分の都度速やかに		<input checked="" type="radio"/>		
青森市	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>						<input type="radio"/>				<input checked="" type="radio"/>		
八戸市	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>					<input type="radio"/>	公表あればその都度更新		<input checked="" type="radio"/>		

自治体	問1.域外産業廃棄物の搬入			問2.実地確認		
	○:規制している(SQあり) △:政令市の規制はないが、 都道府県において規制している ×:規制していない □:その他			○:制定している(SQあり) △:政令市として制定していないが、 都道府県の条例等により実地確認を求めている ×:制定していない □:制定を検討している		
	(SQ) a:搬入禁止 b:事前協議 c:事前届出 d:その他			(SQ) a:罰則がある b:罰則はない		
			規制内容の概要・備考など			実地確認の概要・検討内容など
岩手県	○	c	『県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例』	○	b	年1回以上、実地又は実地調査者からの聴取等により確認すること。 『循環型地域社会の形成に関する条例』第22条
盛岡市	△			○	b	・適正処理能力確認(年1回以上) ・実地確認(年1回以上) 『盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例』第21条の6
宮城県	○	d	最終処分場に限り、最終処分業者が事前協議を行う。	○	b	契約前及び契約後に年1回、優良認定業者の場合は免除。
仙台市	○	c	『仙台市産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱』第10条	○	b	実地確認は必要に応じて行うよう規定 『仙台市産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱』第8条第2項
秋田県	○	b	『秋田県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例』	×		
秋田市	△			×		
山形県	○	b		×		
山形市	△			×		
福島県	○	c		○	b	委託契約の前後で実地確認を求めている。
いわき市	○	b		×		
郡山市	○	c		○	b	委託契約前に適正に処分できるか確認し、委託後に処理状況を確認。 『郡山市産業廃棄物処理指導要綱』による指導
福島市	○	d	処分業者に対象年度の翌6月末までに県外産業廃棄物処理実績報告書の提出を求めている。 『福島市県外産業廃棄物処理指導要綱』	○	b	『福島市産業廃棄物処理指導要綱』第7条第6項に規定
茨城県	○	b		○	b	回数や確認方法等の明確な規定はないが、排出事業者が処理施設等の現況調査等を行い、適正に処理が可能であることを事前に確認した上で、契約を締結することを排出事業者が義務付けている。 『茨城県廃棄物処理要項』第12条第1項第1号
水戸市	○	b	『水戸市県外から搬入する産業廃棄物の処理に係る事前協議実施要領』	×		
栃木県	○	d	最終処分(埋立)を目的とした場合のみ 『栃木県県外産業廃棄物の最終処分に関する指導要綱』	×		

自治体	問3.行政処分を受けた処理業者の公表の有無											問4.太陽光発電パネルの処分にに関する規制等			
	○ホームページで公表している。(SQあり) ×ホームページで公表していない。 □その他											○:規制等がある(SQあり) △:今後規制する予定(SQあり) ×:規制等はない			
	(SQ1) a:許可取消し b:事業停止命令 c:改善命令 d:措置命令					(SQ2) a:1週間以内に一度 b:1ヶ月 c:半年 d:1年 e:不定期 f:その他						(SQ)			
	a	b	c	d	補足説明	a	b	c	d	e	f	補足説明	時期(規制予定)		
岩手県	○	○	○							○			×		
盛岡市	○	○	○	○	○						○			×	
宮城県	○	○	○	○	○						○	処分した 毎、処分から 5年経過 後に更新	×		
仙台市	○	○	○	○	○						○			×	
秋田県	○	○	○	○	○						○	その都度更新	×		
秋田市	○	○									○			×	
山形県	○	○	○	○	○						○	処分の都度 報道発表を 行い、一定 期間ホーム ページに掲 載。行政処 分一覧のよ うなものを 公表してい るわけでは ない。	×		
山形市	○	○	○	○	○						○	その都度	×		
福島県	○	○	○	○	○						○	公表のタイ ミングで実 施	×		
いわき市	○	○	○	○	○						○			×	
郡山市	○	○	○								○			×	
福島市	□											中核市になってから、行政処分の対象となった事例がまだ無いが、行政処分要綱を策定しており、ホームページで公表する。	×		
茨城県	○	○	○	○	○						○			×	
水戸市	○	○	○	○	○						○			×	
栃木県	○	○	○								○	その都度更新	×		

自治体	問1.域外産業廃棄物の搬入			問2.実地確認		
	○:規制している(SQあり) △:政令市の規制はないが、 都道府県において規制している ×:規制していない □:その他			○:制定している(SQあり) △:政令市として制定していないが、 都道府県の条例等により実地確認を求めている ×:制定していない □:制定を検討している		
	(SQ) a:搬入禁止 b:事前協議 c:事前届出 d:その他			(SQ) a:罰則がある b:罰則はない		
		規制内容の概要・備考など			実地確認の概要・検討内容など	
宇都宮市	○	d	最終処分(埋立)を目的とした場合に限り事前協議が必要。	×		
群馬県	×			×		
高崎市	×			×		
前橋市	×			×		
埼玉県	□		建設系産業廃棄物のうち、廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・廃石膏ボードを対象にした事前協議制度がある。 『埼玉県県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱』	×		
川口市	×			×		
川越市	×			×		
越谷市	×			×		
さいたま市	×			×		
千葉県	○	b	最終処分のみ事前協議が必要。 『千葉県県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱』を参照	×		
柏市	×			×		
千葉市	○	b	埋立処分に限る 『千葉市県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱』	×		
船橋市	×			×		
東京都	×			×		
八王子市	×			×		
神奈川県	×			×		
川崎市	×			×		
相模原市	×			○	b	『相模原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等の推進に関する条例』第29条 『相模原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等の推進に関する条例等施行規則』第14条
横須賀市	×			×		
横浜市	×			×		
新潟県	○	b		○	b	処分を委託しようとするときに実施 『新潟県産業廃棄物等の適正な処理の促進に関する条例』第8条 『新潟県産業廃棄物等の適正な処理の促進に関する条例施行規則』第3条
新潟市	○	b		○	b	処分を委託しようとするときに確認を行う。

自治体	問3.行政処分を受けた処理業者の公表の有無											問4.太陽光発電パネルの処分に関する規制等			
	○ホームページで公表している。(SQあり) ×ホームページで公表していない。 □その他											○:規制等がある(SQあり) △:今後規制する予定(SQあり) ×:規制等はない			
	(SQ1) a:許可取消し b:事業停止命令 c:改善命令 d:措置命令					(SQ2) a:1週間以内に一度 b:1ヶ月 c:半年 d:1年 e:不定期 f:その他						(SQ)			
	a	b	c	d	補足説明	a	b	c	d	e	f	補足説明	時期(規制予定)		
宇都宮市	○	○	○	○	○						○	その都度更新	×		
群馬県	○	○	○								○		×		
高崎市	○	○	○								○		×		
前橋市	○	○	○								○		×		
埼玉県	○	○	○	○	○						○		×		
川口市	□					行政処分を行った場合、ホームページでの公表を行っている。							×		
川越市	○	○	○	○	○						○		×		
越谷市	○	○									○		×		
さいたま市	○	○	○	○	○						○		×		
千葉県	○	○	○		○						○	産業廃棄物処理業者を行政処分した時に更新している。	×		
柏市	○	○	○								○	公表があればその都度更新	×		
千葉市	○	○	○	○	○						○	行政処分を行った場合に更新している。	×		
船橋市	○	○	○	○	○						○		×		
東京都	○	○	○	○	○						○	都度、更新している。	×		
八王子市	○	○	○	○	○						○		×		
神奈川県	○	○	○	○	○						○		×		
川崎市	○	○						○					×		
相模原市	○	○	○	○	○						○		×		
横須賀市	○	○	○	○	○						○		×		
横浜市	○	○	○	○	○						○		×		
新潟県	○	○	○								○	個別案件毎に公表している。	×		
新潟市	○	○	○	○	○						○	処分等を行った際	×		

自治体	問1.域外産業廃棄物の搬入			問2.実地確認		
	○:規制している(SQあり) △:政令市の規制はないが、 都道府県において規制している ×:規制していない □:その他			○:制定している(SQあり) △:政令市として制定していないが、 都道府県の条例等により実地確認を求めている ×:制定していない □:制定を検討している		
	(SQ) a:搬入禁止 b:事前協議 c:事前届出 d:その他			(SQ) a:罰則がある b:罰則はない		
			規制内容の概要・備考など			実地確認の概要・検討内容など
富山県	○	d	処分場ごとの搬入計画量が100t以上の場合、事前協議を必要としている。本来は行政指導であり、決して県外搬入を「規制」しているものではない。	×		
富山市	○	b		×		
石川県	○	b	『石川県廃棄物適正処理指導要綱』 『石川県廃棄物適正処理指導要綱事務取扱要領』	○	b	委託しようとするときは、必要な施設並びに知識及び技能を有することを実地に確認するよう努めなければならない。委託した事業者等は、廃棄物の処理の状況を定期的に確認するよう努めなければならない。 『ふるさと石川の環境を守り育てる条例』
金沢市	○	b	『金沢市産業廃棄物適正処理指導要綱』第15条	○	b	『金沢市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例』第46条
福井県	○	b	https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/junkan/sanpai/hannyuukyougai.html	×		
福井市	○	b	『福井市産業廃棄物等適正処理指導要綱』第6条～第11条	×		
山梨県	×			×		
甲府市	×			×		
長野県	○	b	最終処分目的で県外から搬入する場合に限定 『県外産業廃棄物の最終処分に係る事前協議に関する指導要領』	×		
長野市	○	b	最終処分目的で県外から搬入する場合に限定	×		「処理が適正に行われるために必要な措置を講じなければならない」と条例で規定し、実地確認を義務付けてはいない。 『長野市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例』第20条
松本市	×			×		実地確認を義務付けしていないが、「排出等事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を委託するときは、当該産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、当該産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講じなければならない。」 『松本市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例』第11条の規定
岐阜県	○	c		○	b	原則年1回以上、優良認定業者については間接的な確認で足るものとする。
岐阜市	△		事前届出の義務を定めている。 岐阜県が定める『岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例』第20条	△		原則年1回以上、優良認定業者については間接的な確認で足るものとする。 岐阜県が定める『岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例』第18条、第19条

自治体	問3.行政処分を受けた処理業者の公表の有無											問4.太陽光発電パネルの処分にに関する規制等			
	○ホームページで公表している。(SQあり) ×ホームページで公表していない。 □その他											○:規制等がある(SQあり) △:今後規制する予定(SQあり) ×:規制等はない			
	(SQ1) a:許可取消し b:事業停止命令 c:改善命令 d:措置命令					(SQ2) a:1週間以内に一度 b:1ヶ月 c:半年 d:1年 e:不定期 f:その他						(SQ)			
	a	b	c	d	補足説明	a	b	c	d	e	f	補足説明	時期(規制予定)		
富山県	○	○	○	○	○						○	・行政処分を行った時期に更新 ・行政処分がなければ1年毎に更新	×		
富山市	○	○	○	○	○						○		×		
石川県	○	○	○		○						○	その都度更新	×		
金沢市	○	○	○								○		×		
福井県	○	○	○	○	○						○	処分を行った都度掲載し、直近5年間のものを公表している。	×		
福井市	○	○	○	○	○						○	行政処分については都度	×		
山梨県	○	○	○								○		×		
甲府市	○	○	○	○	○						○		×		
長野県	○	○	○	○	○						○		×		
長野市	○		○	○	○						○		×		
松本市	○	○	○	○	○						○	行政処分を行ったときは、速やかに公表する。	×		
岐阜県	○	○	○	○	○						○		×		
岐阜市	○	○	○	○	○						○		×		

自治体	問1.域外産業廃棄物の搬入			問2.実地確認		
	○:規制している(SQあり) △:政令市の規制はないが、 都道府県において規制している ×:規制していない □:その他			○:制定している(SQあり) △:政令市として制定していないが、 都道府県の条例等により実地確認を求めている ×:制定していない □:制定を検討している		
	(SQ) a:搬入禁止 b:事前協議 c:事前届出 d:その他			(SQ) a:罰則がある b:罰則はない		
			規制内容の概要・備考など			実地確認の概要・検討内容など
静岡県	○	b		○	b	排出事業者が産業廃棄物の処理を委託しようとするとき(委託期間が1年以上である場合には委託後年1回以上定期的に)に当該委託に係る積替保管施設や処理施設に対して実施。ただし、優良認定事業者等の場合は免除。
静岡市	○	b		○	b	委託契約前に、委託期間が1年以上に及ぶ場合は1年に1回以上実地確認を行うこととする。また、優良認定業者に委託する場合は、インターネットでの公開情報を確認することで現地確認に代えることができる。
浜松市	○	b		○	b	・契約前概ね3ヶ月前以内、自動更新の場合は年1回以上実施 ・小規模事業場(産業廃棄物平均発生量が10t未満であって、かつ、特別管理産業廃棄物平均発生量が0.5t未満)の場合は免除。 ・優良認定業者に委託する場合は免除。 『浜松市産業廃棄物の適正な処理に関する条例』第10条
愛知県	○	c		○	b	排出事業者は委託先の処理業者が処理能力を有することを少なくとも年1回は現地確認しなければならない。ただし、優良認定業者に委託する場合は処理業者がインターネット上で公開している情報の確認で良いものとする。尚、罰則ではないが、確認義務に違反している場合に確認すべきことを勧告し、さらに勧告に従わない場合にその旨を公表する規定を設けている。 『廃棄物の適正な処理の促進に関する条例』第7条
一宮市	△		愛知県『廃棄物の適正な処理の促進に関する条例』による	△		愛知県『廃棄物の適正な処理の促進に関する条例』による
岡崎市	△		事前届出が必要。 愛知県『廃棄物の適正な処理の促進に関する条例』の適用	△		愛知県『廃棄物の適正な処理の促進に関する条例』の適用
豊田市	○	c	『豊田市産業廃棄物の適正な処理の促進等に関する条例』第13条	○	b	年1回以上行う。記録は5年間保存。優良認定業者は省略。 『豊田市産業廃棄物の適正な処理の促進等に関する条例』第11条
豊橋市	△		愛知県『廃棄物の適正な処理の推進に関する条例』	△		愛知県『廃棄物の適正な処理の推進に関する条例』
名古屋市	○	d	産業廃棄物処分業者は事前届出が必要だが、産業廃棄物排出事業者は必要手続きなし。 『名古屋市長官公署等産業廃棄物等の適正な処理及び資源化の促進に関する条例』に規定	○	b	頻度等は条例に規定はないが、年1回の実地確認及び優良認定業者の場合の免除について、市公式ウェブページ上で案内。 『名古屋市長官公署等産業廃棄物等の適正な処理及び資源化の促進に関する条例』に規定

自治体	問3.行政処分を受けた処理業者の公表の有無											問4.太陽光発電パネルの処分に関する規制等				
	○ホームページで公表している。(SQあり) ×ホームページで公表していない。 □その他											○:規制等がある(SQあり) △:今後規制する予定(SQあり) ×:規制等はない				
	(SQ1) a:許可取消し b:事業停止命令 c:改善命令 d:措置命令					(SQ2) a:1週間以内に一度 b:1ヶ月 c:半年 d:1年 e:不定期 f:その他						(SQ)				
	a	b	c	d	補足説明	a	b	c	d	e	f	補足説明	時期(規制予定)			
静岡県	○	○	○	○							○	処分の都度公表している。	×			
静岡市	□				法に基づく命令若しくは許可の取消し又は法の規定に違反したことを理由とする告発を行ったときは、これらの内容を公表することができる。								×			
浜松市	○	○	○	○	○							○	事案発生の都度更新する。	×	規制はないが、『太陽光発電施設のリサイクル等の推進に向けたガイドライン』に沿って処分するよう指導している。	
愛知県	○	○	○	○	○						○		×			
一宮市	○	○	○	○	○		○						×			
岡崎市	○	○	○	○	○							○	原則、行政処分を行う都度に公表	○	一定規模以上の太陽光発電事業における施設の撤去、廃棄に係る責任者の届出、事業終了後の報告を求めている。	
豊田市	○	○	○	○	○						○		×			
豊橋市	○	○	○	○	○							○	行政処分の都度更新	×		
名古屋市	○	○	○	○	○							○	その都度更新	×		

自治体	問1.域外産業廃棄物の搬入			問2.実地確認		
	○:規制している(SQあり) △:政令市の規制はないが、 都道府県において規制している ×:規制していない □:その他			○:制定している(SQあり) △:政令市として制定していないが、 都道府県の条例等により実地確認を求めている ×:制定していない □:制定を検討している		
	(SQ) a:搬入禁止 b:事前協議 c:事前届出 d:その他			(SQ) a:罰則がある b:罰則はない		
			規制内容の概要・備考など			実地確認の概要・検討内容など
三重県	○	c	『三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例』	○	b	処分を委託しようとする場合に行うものとし、確認した日から1年を経過した日以後、引き続き委託しようとする場合も同様とする。優良認定業者に委託しようとする場合は、処分業者がインターネット上で公開している情報により、自ら確認することで可とする。 『三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例』
滋賀県	×			×		
大津市	○	d	年間200t以上の搬入について、最終処分場への搬入は事前協議、中間処理施設への搬入は事前届出が必要となる。	×		
京都府	×			×		
京都市	×			×		
大阪府	×			×		
大阪市	×			×		
堺市	×			×		
吹田市	×			×		立入時に年1回程度実地確認するように口頭で指導している。
高槻市	×			×		
豊中市	×			×		
寝屋川市	×			×		
東大阪市	×			×		
枚方市	×			×		
八尾市	×			×		
兵庫県	×			×		
明石市	×			×		
尼崎市	×			×		

自治体	問3.行政処分を受けた処理業者の公表の有無											問4.太陽光発電パネルの処分に関する規制等		
	○ホームページで公表している。(SQあり) ×ホームページで公表していない。 □その他											○:規制等がある(SQあり) △:今後規制する予定(SQあり) ×:規制等はない		
	(SQ1) a:許可取消し b:事業停止命令 c:改善命令 d:措置命令					(SQ2) a:1週間以内に一度 b:1ヶ月 c:半年 d:1年 e:不定期 f:その他						(SQ)		
	a	b	c	d	補足説明	a	b	c	d	e	f	補足説明	時期(規制予定)	
三重県	○	○	○	○	○						○			×
滋賀県	○	○	○	○	○						○			×
大津市	○	○	○	○	○						○	その都度更新		×
京都府	○	○	○	○	○						○	公表があればその都度更新		×
京都市	○	○	○	○	○						○	公表事項が発生するたびに更新		×
大阪府	○	○	○	○	○						○			×
大阪市	○	○	○								○			×
堺市	○	○	○	○	○						○			×
吹田市	□					事例はないが、事例が出た際は公表について判断する。							×	
高槻市	□					事例はないが、事例が生じた際は公表について判断する。							×	
豊中市	□					公表規定はあるが、該当事例なし							×	
寝屋川市	□					事例がないため公表していないが、事例が生じた際には公表について判断する。							×	
東大阪市	□					事例がないため公表していないが、事例が生じた際には検討する。							×	
枚方市	○	○	○	○	○						○	随時		×
八尾市	□					事例はないが、条例において公表することができるかと規定している。							×	
兵庫県	○	○	○	○	○						○			×
明石市	□					行政処分の事例はないが、ホームページでの公表を予定している。							×	
尼崎市	□					環境省システムにて公表							×	

自治体	問1.域外産業廃棄物の搬入			問2.実地確認		
	○:規制している(SQあり) △:政令市の規制はないが、都道府県において規制している ×:規制していない □:その他			○:制定している(SQあり) △:政令市として制定していないが、都道府県の条例等により実地確認を求めている ×:制定していない □:制定を検討している		
	(SQ) a:搬入禁止 b:事前協議 c:事前届出 d:その他			(SQ) a:罰則がある b:罰則はない		
			規制内容の概要・備考など			実地確認の概要・検討内容など
神戸市	×			×		
西宮市	×			×		
姫路市	×			×		
奈良県	×			×		
奈良市	×			×		
和歌山県	○	d	原則禁止だが、条件により搬入可能(事前協議等が必要)	×		
和歌山市	×			×		
鳥取県	×			×		
鳥取市	×			×		
島根県	○	b		×		
松江市	○	b	『松江市産業廃棄物の処理に関する指導要綱』第18条	×		
岡山県	○	b	『廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則』第20条	○	b	委託先で適正処理が可能であることの現況等調査を行うこと。 『岡山県産業廃棄物適正処理指導要綱』第3条第2項
岡山市	○	b	手続きを求めるものであって、搬入を規制するものではない。	×		
倉敷市	○	b		×		

自治体	問3.行政処分を受けた処理業者の公表の有無											問4.太陽光発電パネルの処分に関する規制等				
	○ホームページで公表している。(SQあり) ×ホームページで公表していない。 □その他											○:規制等がある(SQあり) △:今後規制する予定(SQあり) ×:規制等はない				
	(SQ1) a:許可取消し b:事業停止命令 c:改善命令 d:措置命令					(SQ2) a:1週間以内に一度 b:1ヶ月 c:半年 d:1年 e:不定期 f:その他						(SQ)				
	a	b	c	d	補足説明	a	b	c	d	e	f	補足説明	時期(規制予定)			
神戸市	○	○	○	○	○							○	○	廃止後の速やかな撤去と撤去費用の積立を義務付けている。 『神戸市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例』 https://www.city.kobe.lg.jp/a66958/business/kaihatsu/plan/pv.html		
西宮市	□					国システムで公表している。								×		
姫路市	○	○	○	○	○							○		×		
奈良県	×												△	『奈良県太陽光発電施設の設置及び維持管理等に関する条例』に基づく内容	2023年10月	
奈良市	□					行政処分を行った場合、ホームページでの公表を行っている。								×		
和歌山県	□					県内事業者のみわかやま県政ニュースにて公表している。								×		
和歌山市	○	○	○	○	○							○	行政処分の都度	×		
鳥取県	○	○	○	○	○							○	公表があればその都度更新	×	事案毎に排出事業者等の相談に対応。	
鳥取市	○	○										○	事案の都度	×		
島根県	○	○	○	○	○							○	行政処分があった際に更新	×		
松江市	○	○	○	○	○							○	都度	×		
岡山市	□					「おかやま廃棄物ナビ」で公表している。								×		
倉敷市	□					「おかやま廃棄物ナビ(岡山県循環資源情報提供サイト)」で公表している。								×		

自治体	問1.域外産業廃棄物の搬入			問2.実地確認		
	○:規制している(SQあり) △:政令市の規制はないが、 都道府県において規制している ×:規制していない □:その他			○:制定している(SQあり) △:政令市として制定していないが、 都道府県の条例等により実地確認を求めている ×:制定していない □:制定を検討している		
	(SQ) a:搬入禁止 b:事前協議 c:事前届出 d:その他			(SQ) a:罰則がある b:罰則はない		
			規制内容の概要・備考など			実地確認の概要・検討内容など
広島県	○	b		○	b	事業者は、産業廃棄物の処理を委託しようとするときは、受託者から運搬車両、保管施設、処理施設等の状況を聴取する方法その他の規則で定める方法※1により、受託者が当該産業廃棄物を適正に処理する能力を備えていることを確認しなければならない。 『広島県生活環境の保全等に関する条例』第86条 ※1『広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則』第71条
呉市	□		放射線物質に汚染され、または汚染の恐れがある場合は、事前協議が必要である。	△		『広島県生活環境の保全等に関する条例』第86条の規定が適用
広島市	○	d	クリアランスレベル(放射能)100Bq/kgを超える産業廃棄物	△		『広島県生活環境の保全等に関する条例』
福山市	○	b	『福山市県外産業廃棄物の市内搬入処理に係る事前協議に関する要綱』	△		『広島県生活環境の保全等に関する条例』を適用
山口県	○	c		○	b	産業廃棄物の処理を委託しようとするときは、産業廃棄物処理業者の処理施設を実地に調査するか、実地に調査している者から聴取し、その結果を記録することを義務付けている。
下関市	×			×		
徳島県	○	b	『徳島県産業廃棄物処理指導要綱』	×		
香川県	○	a	『香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例』	○	b	処分施設の現況を把握するように定めているが、具体的な頻度等の定めはない。 『香川県産業廃棄物処理等指導要綱』にて定めている。
高松市	○	b		×		
愛媛県	○	b		×		
松山市	○	b		×		
高知県	○	b	『高知県産業廃棄物処理指導要綱』	×		
高知市	○	b	『高知市産業廃棄物処理指導要綱』第13条	×		
福岡県	□		県外産業廃棄物を処分する県内処分業者からの事前届出が必要。 『福岡県県外産業廃棄物の県内搬入処理に関する要綱』	×		
北九州市	○	d	搬入量により届出が必要。 『北九州市産業廃棄物の広域移動に伴う処理の適正化に関する要綱』	×		
久留米市	×			×		

自治体	問3.行政処分を受けた処理業者の公表の有無											問4.太陽光発電パネルの処分に関する規制等					
	○ホームページで公表している。(SQあり) ×ホームページで公表していない。 □その他											○:規制等がある(SQあり) △:今後規制する予定(SQあり) ×:規制等はない					
	(SQ1) a:許可取消し b:事業停止命令 c:改善命令 d:措置命令					(SQ2) a:1週間以内に一度 b:1ヶ月 c:半年 d:1年 e:不定期 f:その他						(SQ)					
	a	b	c	d	補足説明	a	b	c	d	e	f	補足説明	時期(規制予定)				
広島県	○	○	○	○	○							○	行政処分の都度更新	×			
呉市	○	○	○		○							○	現在は公表していない。不定期。	×			
広島市	○	○	○	○	○							○		×			
福山市	○	○	○		○							○		×			
山口県	○	○	○	○	○							○		×			
下関市	○	○	○	○	○							○		×			
徳島県	○	○										○	行政処分を行った場合に更新している。	×			
香川県	○	○	○	○	○							○		×			
高松市	○	○	○									○		×			
愛媛県	□					産廃処理振興財団が運営する産廃情報ネットで行政処分を受けた処理業者を確認することができるため、ホームページに産廃情報ネットへのリンクを設けている。									×		
松山市	○	○	○	○	○							○		×			
高知県	○	○	○									○		×			
高知市	○	○	○									○	公表があればその都度更新	×			
福岡県	○	○	○	○	○							○		×			
北九州市	○	○	○	○	○							○		×			
久留米市	○	○	○	○	○							○		×			

自治体	問1.域外産業廃棄物の搬入			問2.実地確認		
	○:規制している(SQあり) △:政令市の規制はないが、 都道府県において規制している ×:規制していない □:その他			○:制定している(SQあり) △:政令市として制定していないが、 都道府県の条例等により実地確認を求めている ×:制定していない □:制定を検討している		
	(SQ) a:搬入禁止 b:事前協議 c:事前届出 d:その他			(SQ) a:罰則がある b:罰則はない		
			規制内容の概要・備考など			実地確認の概要・検討内容など
福岡市	○	b		×		
佐賀県	○	b		×		
長崎県	○	b	『長崎県産業廃棄物適正処理指導要綱』	×		
佐世保市	○	b		○	b	
長崎市	○	b		○	b	
熊本県	○	b		○	b	
熊本市	×			×		
大分県	○	b	『大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例』第12条～第18条	×		
大分市	△		県外から搬入される産業廃棄物については、大分県が一括して事前協議を行う。市搬入分は、県から意見を求められる。	×		
宮崎県	○	d	本県では、県外からの産業廃棄物の搬入を原則として禁止しているが、排出県において処分する施設がない等、真にやむを得ない場合には、事前協議の上、搬入を承認している。また、一度事前協議を承認したものについては、承認内容に変更がない場合に限り、翌年度の搬入分から届出による搬入を認めている。 『宮崎県県外産業廃棄物の県内搬入処理に関する指導要綱』	×		
宮崎市	○	a	『宮崎市県外産業廃棄物の市内搬入処理に関する指導要綱』	×		
鹿児島県	○	b		×		
鹿児島市	○	b	『鹿児島市産業廃棄物の処理に関する指導要綱』	×		
沖縄県	×			×		
那覇市	×			×		

自治体	問3.行政処分を受けた処理業者の公表の有無											問4.太陽光発電パネルの処分に関する規制等		
	○ホームページで公表している。(SQあり) ×ホームページで公表していない。 □その他											○:規制等がある(SQあり) △:今後規制する予定(SQあり) ×:規制等はない		
	(SQ1) a:許可取消し b:事業停止命令 c:改善命令 d:措置命令					(SQ2) a:1週間以内一度 b:1ヶ月 c:半年 d:1年 e:不定期 f:その他						(SQ)		
	a	b	c	d	補足説明	a	b	c	d	e	f	補足説明	時期(規制予定)	
福岡市	○	○	○	○	○						○			×
佐賀県	○	○	○	○	○						○			×
長崎県	○	○	○	○	○						○	行政処分の 事案が発生 した時		×
佐世保市	○	○	○	○	○						○			×
長崎市	○	○	○								○			×
熊本県	×													×
熊本市	○	○	○	○	○						○	処分時、期 限の定めが ある処分の 場合は期限 到達日、改 善(措置)命 令時は改善 (措置完了) 時		×
大分県	○	○	○								○	処分の都度		×
大分市	○	○	○								○	その都度更 新		×
宮崎県	○	○	○							○				×
宮崎市	○	○	○	○	○						○	その都度更 新		×
鹿児島県	○	○	○		○						○	都度更新		×
鹿児島市	○	○	○	○	○					○				×
沖縄県	○	○	○	○	○						○			×
那覇市	○	○	○	○	○						○	内容に変更 があった時 に更新して いる。		×